

議案第79号

播磨内陸医務事業組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、播磨内陸医務事業組合規約を、別紙のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月2日提出

加西市長 西村 和平

播磨内陸医務事業組合同規約の一部を改正する規約

播磨内陸医務事業組合同規約（昭和47年播磨内陸住民健康センター事務組合同規約第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「管理者の属する」を「組合同事務所が所在する」に改める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

(審議資料)

播磨内陸医務事業組合の管理者の変更に当たり、会計管理者については組合事務所が所在する市町の会計管理者をもって充てることとするため、播磨内陸医務事業組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるもの。